

北区景観づくり計画に基づく 屋外広告物の事前相談

屋外広告物は、商品の広告や情報の伝達を目的として設置されており、無秩序に設置された屋外広告物が良好な景観づくりの阻害要因となることも多く、周辺との調和や地域の特性に応じた景観への配慮が必要となります。

北区では、東京都屋外広告物条例に基づく屋外広告物の表示・掲出の許可に加え、北区景観づくり計画に基づく屋外広告物の事前相談制度を設け、屋外広告物の表示等に関する基本方針を満たすように配慮を促すことで、北区の地域特性を踏まえた景観づくりに資する屋外広告物の表示・掲出を誘導します。

事前相談の対象

地区区分	事前相談の対象
一般地区	東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもので、 <u>表示面積が10㎡を超えるもの</u>
景観形成重点地区	東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可を必要とするもの

【参考】地区区分については、以下の対象区域を参考としてください。

地区区分	対象区域
一般地区	北区全域（景観形成重点地区の除く）
景観形成重点地区	
西が丘地区	西が丘一丁目、西が丘二丁目、赤羽西三丁目及び赤羽西四丁目各地内
隅田川沿川地区	隅田川の区域及び隅田川の両側からそれぞれ50mの陸上の区域
旧古河庭園周辺地区	旧古河庭園の外周線からおおむね200mの範囲
中央公園周辺地区	上十条一丁目、中十条一丁目、王子本町二丁目、王子本町三丁目及び十条台一丁目各地内

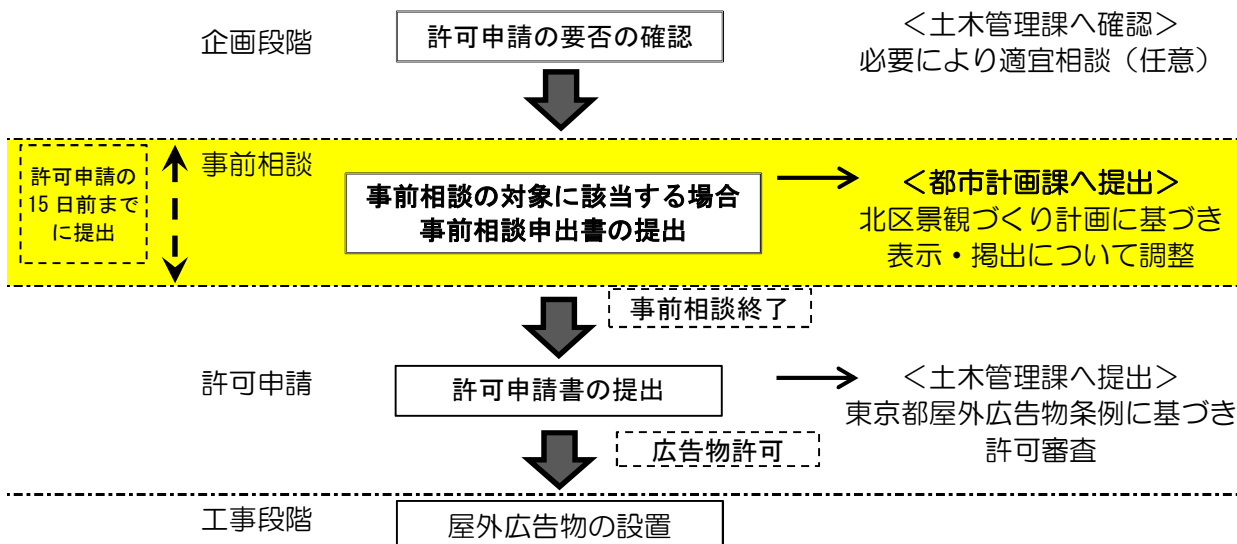
※区域詳細については、北区HPの「北区景観づくり計画による景観づくり」の「景観形成重点地区の景観づくり」の各地区パンフレット等をご覧ください。

※景観形成重点地区の各地区パンフレットは、都市計画課の窓口でも配布しています。

事前相談の時期

東京都屋外広告物条例に基づく設置の許可に係る申請を行おうとする日の15日前まで

【事前相談の主な流れ】



※建築行為や工作物と一体的に屋外広告物を設置する場合は、都市計画課担当へご相談ください。

添付図書

	図書の種類	記載事項等
1	案内図	広告物の表示等が行われる場所及び方位を表示したもの
2	配置図	広告物の表示等が行われる敷地の境界及び屋外広告物の表示等の位置が表示されたもの
3	意匠図（着色）	広告物の形状、仕上げの方法及び色彩（マンセル値）が表示されたもの
4	完成予想図（着色）	広告物が設置された場合の当該屋外広告物及びその周辺の状況が表示されたもの
5	現況写真（カラー）	広告物の表示等が行われる場所及びその周辺について撮影したもの

※事前相談は、届出様式「屋外広告物の表示等に関する事前相談申出書」に添付図書を添え、正・副1部ずつ提出してください。

屋外広告物の表示等に関する基本方針

屋外広告物の表示等に関する基本方針は、次表のとおりとします。

- 屋外広告物は、地域特性を踏まえた良好な景観づくりに寄与するような表示・掲出とするため、規模、位置、色彩等のデザインに配慮します。
- 景観形成重点地区や大規模な公園・緑地等の周辺では、みどりや地形など地域の景観をつくる背景、建築物や並木など景観を構成する要素との調和に配慮します。
- 大規模な建築物や高層の建築物における屋外広告物は、景観に対する影響が広範囲に及ぶ場合があることなどから、表示の位置や規模等について、十分配慮します。
- 主要な幹線道路においては、道路修景や地域のまちづくりの機会などを捉えて、屋外広告物の表示に関する地域ルールを定めるなど、風格のある沿道の景観づくりを進めます。
- 都選定歴史的建造物など、歴史的な景観資源の周辺では、屋外広告物を表示・掲載する際、歴史的・文化的な面影や雰囲気を残すまちなみなどに配慮します。
- 地域特性を踏まえた、統一感のある広告物は、まちなみの個性や魅力を高め、観光振興にも効果があることから、広告物の地域ルールを活用した景観づくりを積極的に進めます。
- 地域の活性化は、大規模で過剰な広告物の掲出ではなく、地域の特性に応じて、周辺環境との調和と地域の魅力向上が重要であるという視点に立って、地域振興やまちづくりを進めます。

屋外広告物の基準

【景観形成重点地区 旧古河庭園周辺地区】

区分	表示等の制限に関する事項
屋上設置の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、建物の屋上に広告物を表示し、又は設置しない。
建物壁面の広告物	○地盤面から20m以上の部分では、広告物に光源を使用しない。
広告物の色彩	○建物の壁面のうち、高さ20m以上の部分を利用する自家用広告物の色彩は、庭園景観と調和した低彩度を基本とし、一つの広告物の中で、その表示面積の1/3を超えて使用できる色彩の彩度が決められています。詳細は、旧古河庭園周辺地区の景観づくりパンフレットを参照してください。
表示等の制限の例外	○建物の背後にある広告物など、庭園内から見えない広告物は、本表に定める基準にかかわらず、表示できる。

【景観形成重点地区 西が丘地区】

回転灯や点滅灯の使用を控えるなど、まちなみとの調和に配慮します。

<景観づくり計画に基づく事前相談のお問い合わせ>

屋外広告物の事前相談についてのお問い合わせは、都市計画課開発調整担当までご連絡ください。
都市計画課開発調整担当（第1庁舎3階13番窓口） 電話：03-3908-9152

<東京都屋外広告物条例に基づく許可申請のお問い合わせ>

屋外広告物の許可申請についてのお問い合わせは、土木管理課管理占用係までご連絡ください。
土木管理課管理占用係（第1庁舎3階19番窓口） 電話：03-3908-9220

令和5年3月1日更新